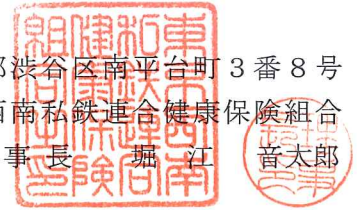


24西南健発第70号
公 告 第27号
平成24年8月6日

東京都渋谷区南平台町3番8号
東京西南私鉄連合健康保険組合
理事長 堀江 晋太郎



組合規約中一部変更について

このたび、組合会議員定数変更に伴い、下記のとおり組合規約の一部を変更しましたので、公告いたします。

記

◎当組合の規約の一部を次のとおり変更する。

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、72人(選定議員36人、互選議員36人)とする。

(互選議員の議員数)

第9条 削除

(当選人)

第11条 選挙の結果、第36位までの投票を得たものをもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって、投票の総数を除して得た数の6分の1以上の得票がなければならない。

(理事及び監事の定数)

第26条 この組合の理事の定数は16人(選定理事8人、互選理事8人)とし、監事の定数は2人(選定監事1人、互選監事1人)とする。

附 則

この規約は、次期総選挙から施行する。

以 上